平成２４年（フ）第２２７９号
横浜市都筑区川向町836番地１　リピーチ川向イースト306
債務者　平山　佳菜
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６５８号
横浜市戸塚区名瀬町774番地１　フローラ98’―101号
債務者　大平　啓二
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６８７号
横浜市鶴見区矢向１丁目17番31―208号
債務者　佐々木博子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６９５号
横浜市栄区公田町656番地　ソシア本郷台103
債務者　瀬川　雄侍（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７５３号
横浜市西区南浅間町11番地２　小金井荘202号
債務者　三柴富美子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２号
横浜市磯子区中原２丁目21番22―105号
債務者　藤田　勝美
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３９７号
東京都小平市小川西町５丁目15番４号ヴェルドミールＢ107号
債務者　二渡　甘奈（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１号
栃木県日光市今市100番地１
債務者　福田　敦亮
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２号
栃木県鹿沼市幸町２丁目６番９号　黒田アパート８
債務者　佐藤　隆智
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第７号
栃木県宇都宮市西の宮２丁目11番21号
債務者　水沼　寛樹
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７６８号
栃木県鹿沼市上日向760番地３、前住所栃木県宇都宮市鶴田町７番地53　テンシティ203号
債務者　津久井雅美
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６４３号
岡山市北区撫川1095番地５
債務者　三宅　周二
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３３号
岡山市中区福泊42番地11　レオパレス福泊Ｂ102号、旧住所岡山市南区新福１丁目14番13号　レオパレスウイング新福111号
債務者　前田　直子（旧姓坂田）
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６１号
岡山市北区津島福居２丁目４番37―５号　クレオ津島103、旧住所愛知県岡崎市明大寺町字河原40番地　太田ワンルームマンション402
債務者　老伽　和幸
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５９１号
岡山市北区庭瀬267番地９ハッピー庭瀬Ｂ102、旧住所広島県福山市引野町２丁目39番１号グリーンパーク山本Ａ101
債務者　岡野美由紀
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部